

個人情報ファイル簿（単票）

【選挙管理委員会事務局・選挙係】

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	二本松市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿の調整に関する事務のため	
記録項目	1 名簿番号、2 抑止状態、3 氏名、4 住所、5 行政区、6 生年月日、7 続柄、8 転出先住所、9 異動事由、10 異動届出日、11 登録事由、12 登録年月日、13 表示年月日、14 抹消、15 抹消年月日、16 抹消予定年月日、17 失権、18 該当年月日、19 復権見込年月日、20 選挙権、21 お知らせ返戻、22 転出照会、23 投票状況、24 郵便等投票資格、25 交付年月日、26 証明書番号、27 有効年月日、28 代理記載人、29 船員投票資格、30 交付年月日、31 証明書番号、32 有効年月日	
記録範囲	基準日現在、二本松市の区域内に 3 か月以上住所を有する 18 歳以上の者及び二本松市から転出後 4 か月経過していない 18 歳以上の者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	含む	
記録情報の経常的提供先	福島地方裁判所（裁判員候補者予定者名簿）、福島検察審査会（検察審査員候補者予定者名簿）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）二本松市選挙管理委員会事務局 ※名簿の閲覧、備考参照	
	（所在地）〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法（昭和 25 年法律第○号）第 24 条第 1 項の規定により選挙人名簿登録に関し不服があるときは特定の期間又は期日に、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。同法第 29 条第 2 項の規定により選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があるときは、選挙管理委員会に名簿の修正に関し調査の請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含む	

備考	開示請求ではなく、別途個別法により名簿の閲覧ができますので、詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。
----	--

作成日（最終修正日）：令和5年4月1日